

経済産業大臣の意見	事業者の見解
1. 総論	
<p>(1) 対象事業実施区域の設定</p> <p>対象事業実施区域の設定に当たっては、土地の形状が変更され得る箇所等を適切に同区域に含めること。また、同区域並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討においては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。また、保安林については関係機関と協議・調整した上で、改変を想定しない範囲を除外すること。</p>	<p>対象事業実施区域の設定に当たっては、土地の形状が変更され得る箇所等を適切に同区域に含めます。また、風力発電設備等の配置等の検討においては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映いたします。また、保安林については関係機関と協議・調整した上で、方法書以降の手続きにおいて、改変を想定しない範囲を除外いたします。</p>
<p>(2) 輸送ルートを選定</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺には、砂防法（明治30年法律第29号）に基づき指定された砂防指定地、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された保安林、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査において植生自然度が高いとされた植生等が存在していることから、本事業に係る輸送ルートを検討するに当たっては、既設道路の拡幅又は新設道路の設置等に伴う生活環境への影響及び自然環境への影響を回避又は極力低減することが可能な輸送ルートを選択すること。</p>	<p>本事業に係る輸送ルートを検討するに当たっては、既設道路の拡幅又は新設道路の設置等に伴う生活環境への影響及び自然環境への影響を回避又は極力低減することが可能な輸送ルートを選択いたします。</p>
<p>(3) 事業計画の見直し</p> <p>上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。</p>	<p>本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行います。</p>
<p>(4) 環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないように</p>

	いたします。
2. 各論	
<p>(1) 騒音等に係る環境影響</p> <p>事業実施想定区域の周辺には、複数の住居、学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減いたします。</p>
<p>(2) 風車の影に係る環境影響</p> <p>事業実施想定区域の周辺には、複数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減いたします。</p>
<p>(3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺は、砂防法に基づき指定された砂防指定地、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林並びに「山地災害危険地区調査要領」（平成18年7月林野庁）に基づく山地災害危険地区等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえる</p>	<p>砂防法に基づき指定された砂防指定地、森林法に基づき指定された土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林並びに「山地災害危険地区調査要領」（平成18年7月林野庁）に基づく山地災害危険地区等における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえ、土砂流出等による災害の可能性の高い箇所の変更を回避いたします。また、土砂</p>

<p>こと。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、チャボガヤーケヤキ群集等の自然度の高い植生を含む自然環境への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、チャボガヤーケヤキ群集等の自然度の高い植生を含む自然環境への影響を回避又は極力低減いたします。</p>
<p>(4) 鳥類に対する影響</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺では、希少猛禽類であるクマタカの生息が確認されているほか、同区域の周辺ではイヌワシの生息の情報もあり、さらにハチクマ等の主要な渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施に伴い、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、既設風力発電設備による影響調査等を含む鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減いたします。</p>
<p>(5) 景観に対する影響</p> <p>事業実施想定区域に隣接して越前加賀海岸国立公園の第2種特別地域が存在しているほか、同区域の周辺には、公園計画に位置づけられている「越知山」等の主要な眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これら眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により、主要な眺望点及び利用施設からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、そ</p>	<p>風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により、主要な眺望点及び利用施設からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減いたします。</p> <p>また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観については、専門家等からの助言並びに管理者、利用者、地域住民及び関係地方公共</p>

<p>の結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。</p> <p>また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観については、専門家等からの助言並びに管理者、利用者、地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえること。</p>	<p>団体等の意見を踏まえるよう努めます。</p>
<p>以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。</p>	<p>以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載いたします。</p>